平成 26 年7月1日様式改正対応

第2号様式(第6条第1項)

屋外広告物のみの場合

(第1面) 都市景観協議申出書

- ・法人の場合は代表者印としてください。
- 個人の場合は認印でも構いません(自 署の場合は省略可)。
- ・印影は個人情報に該当しますので、閲 覧用(1部)は押印しないでください。

月〇C

NB

印

平成〇〇年〇〇

(申出先) 横浜市長

し出ます。

申出者は屋外広告物の許可申 請者(広告主)と同一となり ます。

> 所 横浜市中区○○町・・ 住

申出者 氏 名 広告 景観

> 0 4 5 (000) 0000 雷 話

は任意)が必要となります。 <委任状の記載事項>

- 委任年月日
- 委任事項
- ・委任者と受任者の氏名・捺印

代理者が手続を行う場合は委任状(様式

住 横浜市中区××町・・・ 所 (代理者) 氏 名 ××プラン

> 0.4.5 (×××) ×××× 連絡先

> > **-** [担当者: *関内 花子*

担当者名も記載するようにしてください。 なお、閲覧用には記載しないでください。

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり都市景観協議を申

1	都市景観協議地区の 名称	関内地区	地区区分 の名称	市庁舎前面特定	地区(ゾーン)	
2	都市景観形成行為を 行う敷地等の位置等	横浜市 中区 〇〇町〇〇番			・「地区区分の名	る称」は、都市景観協議地区	
3	都市景観形成行為の 種類	□ 建築物の建築等 □ 工作物の建設等 □ 開発行為等 ■ 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 □ その他の行為(土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、特定照明、その他〔					
4	特定都市景観形成 行為の該当	有・無屋外広告物の設置は特定都市景					
5	都市景観形成行為の 着手予定日	平成○○年●●月●●日					
6	都市景観形成行為の 完了予定日			平成□□年■■	月■■日		
※受付処理欄							
	受付年月日			年 月	日		
・景観協議終了後に、屋外広告物条例の許可申請 をして、許可後の着手となります。 ・なお、都市景観協議の標準的な処理期間は 50 日、 屋外広告物条例許可の標準的な処理期間は 15 日 となっています。							

- 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 (注意) 1
 - 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
 - ※印の欄は、記入しないでください。
 - 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。
 - 同一の敷地等について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。
 - 次の図書を添付してください。 (行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部 を省略することができます。)
 - (1) 位置図 (敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの)
 - (2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真
 - (3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの
 - (4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの(市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができ . ます。
 - (5) 平面図その他市長が必要と認める図書

(第2面) 都市景観形成行為の概要

1	建築物の建築	寺								
ア	行為の種類	□新築	□増築	□改築	□移転	[□修繕 □	模様替	□色彩変	更
イ	用途					·				
ウ	敷地面積		m²							
Н	高さ(階数)		m	(地下		階、地上	ß	谐)		
才	行為面積 /	延床面積 増築面積			ni ni	外観変更面	積		m²	
力	その他									
2										
ア	行為の種類	□新設	□増築	□改築	□移転	[□修繕 □]模様替	□色彩変	更
イ	用途(種類)									
ウ	敷地面積						r	n²		
工	規格(サイズ)									
オ	行為面積	築造面積			mi	外観変更面	i積		m²	
力	その他									
3	開発行為等									
ア	区域の面積		m²							
イ	予定建築物 <i>0</i>	用途								
ウ	法(川)の高さ	<u> </u>	m							
工	敷地面積の最	小規模	m²							
オ	木竹の保全等	の面積	m²							
力	その他									
4	4 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置									
			■自己用]非自己用				
ア 行為の区分等		È	□壁面看	板(箇所)	■袖看板(○箇所)	□屋」	上看板(箇所)
			□広告増	・広告板	え (箇月	斤) □そ(の他 (`		箇所)
イ 規模(規格/サイズ)等			□壁面看	板	; ; ;					
		■袖看板 縦○m×横△m								
		(ズ)等	戶 □屋上看板							
		□広告塔・広告板								
			□その他	ī ()					
ウ	その他									
5	その他の行為		•••••			\	•••••	•••••		*
ア	行為の種類									
イ	行為の内容					-				
ゥ	その他									

備局景観調整課にお問い合わせください。

(A4)

「近接」は、計画地から見渡せる範 囲(概ね100m)を目安とします。

(第3面) 計画趣旨等説明書

歴史的建造物の有無については、都市景 観協議地区図4で確認してください。

・歴史的建造物の名称が不明な場合は、都 市整備局都市デザイン室にお問い合わせ ください。

敷地特性等の説明

〔接する道路の状況(道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など)〕 ・計画地は、南側で幅員○mの道路(××通り 人通り多い)に●m、西側で○m(幅員×m の歩道含む の道路 (人通り少ない) 1 加接しています。 〔計画地内及びは接する歴史的な建造物の有無〕 敷地特性や ・敷地内には歴史的建造物はありません。 敷地の周辺状況、 ・計画地の西側○mのところに「□□」が、北側×mのところに「■■」があります。 景観的特徴など 〔近接する景観的特徴のある施設(河川、港、橋、古木、公園、マリンタワー、商店街等)〕 ・計画地の南側●mのところに△△公園があります。 ・計画地は▲▲商店街の中にあります。 [眺望の視点場からの望見の可否] ・計画地はいずれの眺望の視点場からも望めません。

計画趣旨説明

空欄は記載不備と捉えられますので、該当しない場合 は、その理由を記載してください。

魅力ある都市景観を	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する
創造するための方針	H=0217 C 17 10 7 12 12	申出者の考え方
1(5) 関内地区の街並		・本件計画地は、都市景観協議地区図に示す。
みの特徴を生かす。	や港への「見通し景観」の演出による通りの	「見通し景観形成街路」に面していませ
⇒関内地区都市景観形成	個性の創出	κ_{\circ}
ガイドラインの行為指	(エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、	
針 05 (P25~28)	屋外広告物のデザインを工夫する。	上从只从产业业1、一切十日知历举1、广园1、
1 (8) 港や丘などから	ア都市景観協議地区図に示す「眺望の視点	本件屋外広告物は、都市景観協議地区図に
の眺望景観が魅力的になるよう工夫す	場」から望める位置にある敷地における建築	示す「眺望の視点場」から望めません。
しる。	物等の演出 (エ)秩序ある広告景観を創出する。	
→関内地区都市景観形成	イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への	本件計画地は、都市景観協議地区図に示す
ガイドラインの行為指	本川京観曲戦地区区にかり領鉄二号への 魅力ある眺望景観の創出	「後景エリア」内には位置していません。
針 08 (P35~38)	(カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な	「仮ぶ上」)」内には圧重していません。
2 00 (100 00)	眺望を形成するよう秩序ある広告景観を	
	形成する。	
1 (9) 関内地区の新し	ウ 夜間景観の形成	本件屋外広告物は、都市景観協議地区図に
い魅力を創造する。	(ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点	示す「眺望の視点場」からの夜間景観に影
⇒関内地区都市景観形成		響ありません。
ガイドラインの 行為指	よう、屋外広告物の照明をデザインする。	*
針 09 (P41~43)	ウ 夜間景観の形成	袖看板については、外照式とします。また、
	(ス) 夜間の広告景観を演出する。	壁面看板については、切り文字とします。
1(10) 秩序ある広告	ア 良好な景観、落ち着きのある街並みの創出	
景観を形成する。		た、周辺の街並みと調和した●系を基調と
⇒関内地区都市景観形成	う、秩序ある広告景観を創出する。	します。
ガイドラインの 行為指		▶本件屋外広告物は、音を発するものではあ
針 10 (P45)	(4) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を壊	りません。
	さないようにする。	
	イ魅力ある広告景観の創出	広告面の背景色について、彩度を下げた色
	質の高い広告景観を創造する。	調とします。
2(4) 市庁舎前面特定	カ 屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及	市庁会及がノナのも庁担の名畑でより共
2 (4) 1/1 1/2 1	ガ 屋外広告物は、甲庁舎とくりのさ広場及 び横浜公園の景観と調和した落ち着いた。	
		 か然と棚巴関係とならない の示の巴嗣を 別用います。また、広告面の大きさを最小限
	い規模、位置、デザインにする。	「
(注意) 項目が多い場合に	は、別紙で提出できます。	

<mark>坦日</mark>か多い場合は、別紙で提出で

該当する地区区分の名称を記号と あわせて記入して下さい。(「(11) 関内駅前準特定地区」「(12)関内西 準特定地区」は、屋外広告物につ いて行為指針がありません)

該当する地区区分に応じた屋外広告物 に関する行為指針を正確に転記してく ださい。(「(11)関内駅前準特定地区」 「(12)関内西準特定地区」は、「行為指 針なし」と記載してください。)

行為指針に対する計画上の配慮を(ど う工夫したのかを) 具体的に記入して ください。

【1(10)イに対する悪い記載例】

→「質の高い広告景観を創造します。」